

議第四十六号

岐阜県卸売市場条例を廃止する条例について

岐阜県卸売市場条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県卸売市場条例を廃止する条例

岐阜県卸売市場条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十五号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。
（岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）
- 2 岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年岐阜県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表岐阜県卸売市場条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十五号）の項を削る。

提 案 説 明

卸売市場法の一部改正に伴い、地方卸売市場の開設の許可に関する手続を廃止する等のため、この条例を定めようとする。